

改正

平成24年 2 月 6 日条例第 1 号

平成25年 3 月19日条例第 3 号

平成28年 9 月26日条例第18号

佐久穂町障害者共同生活援助等支援施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）の規定に基づき、佐久穂町障害者共同生活援助等支援施設（以下「共同生活施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 障害者に対し、共同して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、相談等の日常生活上の支援を行うとともに、短期間の入所に係る介護等の支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため、共同生活施設を次のとおり設置する。

名称	位置
佐久穂町グループホーム ほほえみ	佐久穂町大字平林62番地23

(事業)

第 3 条 共同生活施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う事業
- (2) 支援法第 5 条第15項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 共同生活施設の管理は、地方自治法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

- (2) 共同生活施設の利用の承諾に関する業務
 - (3) 共同生活施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか町長が定める業務
- (利用者の範囲)

第6条 共同生活施設を利用することができる者は、支援法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者で指定管理者と契約したものとする。

(利用料金)

第7条 前条の契約をした者で短期入所又は共同生活援助を利用したものは、当該短期入所又は共同生活援助に要する費用（支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額をいう。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の特定費用の額は、厚生労働大臣が定める食費等の基準費用額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めるものとする。承認を受けた特定費用の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 町長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(賠償責任)

第8条 故意又は過失により共同生活施設の施設等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 この条例に違反し、第三者に損害を及ぼした者は、その責めを負わなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、佐久穂町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年佐久穂町条例第6号）に基づき、第4条に規定する指定管理者の指定については、この条例の公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月6日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。